

随意契約結果表(委託等契約)

所属名	義務教育課
契約締結年月日	令和7年7月25日
契約者名	モチベーションワークス株式会社
契約名	教職員旅費システム導入事業
契約金額(税込み)	12,650,000円
随意契約理由	<p>現在、教育委員会では、公立小中学校の教職員が利用する旅費システムと県立学校の教職員が利用する旅費システムの2つの旅費システムが存在し、それぞれに運用してきたことから、制度改正対応等の運用管理やコスト面で不効率な部分がある。このため、将来的には県立学校と公立小中学校の教職員が利用可能な旅費システムを導入し、職員による運用管理負荷軽減とコスト縮減を図る必要があると考える。</p> <p>この実現のために、県立学校用校務支援システムの機能を活用して公立小中学校の教職員が利用する旅費システムとして構築し直し、現在は運用対応している令和7年4月の旅費制度改正にシステムとして対応させるとともに、令和7年度に構築する校務支援システムとのデータ連携強化や、学校現場から教育事務所への書類持参などの負担軽減のための情報共有強化など運用手順を含めて見直すことで、本県の運用に合わせたシステム導入を図る。その後、公立小中学校用旅費システムをベースに県立学校における運用や現在は一部運用対応している制度改正に合わせた改修や機能追加を施して県立学校の教職員も利用できる旅費システムにリメイクすることで、システム構築(改修)費用縮減に加え、経路検索サービスや高額になるセキュリティ対策、クラウドサービス基盤なども共用して、個別システムの場合に高額になる運用費用の縮減等、セキュリティ確保とともに県としての支出を抑えたシステム運用を目指す。</p> <p>以上から、公立小中学校の教職員が利用する旅費システムの導入業務について、県立学校用旅費システムの一部機能を活用する必要があり、かつ同じ教職員が利用する校務支援システムとの間のデータ連携やセキュリティ対策レベルを合わせる必要があることから、県立学校用旅費システムの導入事業者であるとともに公立小中学校用校務支援システムの導入事業者であるモチベーションワークス株式会社と契約することとする。</p> <p>また、上記から、一個人又は一会社の専有する物品を利用するものであり、山梨県財務規則第137条第3項の特別な理由に該当するので、見積合わせを省略する。</p>
随意契約の適用条項	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号

